びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）

③　経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

⑶　経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

⑷　経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　会計上の見積りに関する次に掲げる事項

（ⅰ）　会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの

（ⅱ）　当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの(ⅰ)に掲げる項目に計上した額

（ⅲ）　(ⅱ)に掲げるもののほか、(ⅰ)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

②　会計上の見積りを変更した場合における次に掲げる事項

（ⅰ）　当該会計上の見積りの変更の内容

（ⅱ）　当該会計上の見積りの変更の経済価値ベースのバランスシートの項目に対する影響額

（ⅲ）　当該会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートの項目に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

⑸　「特別勘定等の資産」の科目には、法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上している旨

⑹　重要な後発事象に関する事項

①　当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象（当事業年度の末日における貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。）が発生した場合における当該事象及び当該事象が経済価値ベースのバランスシートに与える影響額

②　当事業年度の末日後、翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

（別紙様式第四号の二）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
科目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
資産の部						
総資産						
現金及び預貯金						
コールローン						
買現先勘定						
債券貸借取引支払保証金						
買入金銭債権						
商品有価証券						
金銭の信託						
有価証券						
国債						
地方債						
社債						
株式						
外国証券						
その他の証券						
貸付金						
有形固定資産						
土地						